

令和4年10月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

令和4年10月1日以降に申請する訓練科の認定申請について、「求職者支援訓練（eラーニングコース）の認定基準等について」、「求職者支援訓練（eラーニングコース）の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」、「認定申請様式（eラーニングコース）」の更新を行いました。主な変更点については、次のとおりとなります。改訂項目一覧については、別紙のとおりです。

※具体的な相談・申請については、各都道府県支部までお問い合わせください。

キャリアコンサルティング担当者の要件変更について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の3に規定するキャリアコンサルタント、ジョブ・カード作成アドバイザー又はキャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）のほか、能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者についても、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを行う者として認められることとなりました。

訓練実施施設の確保について

通所が一切発生しない訓練コースにおいても、書類保管場所と実施状況確認時、機構職員2人が入室可能かつ書類を確認できるスペースについて、平面図等の書類の提出が必要になりました。

LMSについて

認定申請時に提出する書類として、LMSに関する書類を必要としました。詳細については、申請の留意事項20ページをご確認ください。

職業訓練の実績について

職業訓練の実績の要件である「当該実績における訓練期間及び総訓練時間が、申請する職業訓練の7割以上であること。」について、「総訓練時間」の考え方を追記しました。詳細については、申請の留意事項25ページをご確認ください。

ユニットの設定について

支給単位期間の日数が1日以上14日未満である場合はユニットの設定は必須ではない旨、追記しました。

受講時間の取扱いについて

e ラーニングコースの受講時間の取扱いについて追記しました。詳細については、申請の留意事項38ページをご確認ください。

教材について

認定様式第3号において、チェック項目を追加しました。

その他

軽微な文言の追記・修正を行いました。

令和4年10月1日以降に申請する訓練科からの申請の留意事項 改訂項目一覧

別紙

番号	文書	改訂箇所	ページ	改訂内容	備考
1	①留意事項(本文)		目次 上	留意事項の適用時期について	
2	①認定基準 ②留意事項(本文) ③認定申請様式	①4(15) ①4(16)① ②第6.2(10)③④⑤ ②第6.2(11)③ロ ③認定様式第9号 ③認定様式第17号	②P44～46	キャリアコンサルティング担当者について	今回の改正に伴い、以下のとおりキャリアコンサルティング担当者の要件が変更となりました。 (旧)キャリアコンサルティング担当者は、申請時点で実施機関においてジョブ・カードの作成支援をすることができる能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー(※)又はキャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)である必要があります。 (新)キャリアコンサルティング担当者は、申請時点で実施機関においてジョブ・カードの作成支援をすることができる能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー(※)又はキャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者である必要があります。
3	①留意事項(本文)	①第6.2(3)③	①P18	訓練実施施設の確保について	通所が一切発生しない訓練コースにおいても、書類保管場所と実施状況確認時、機構職員2人が入室可能かつ書類を確認できるスペースについて、平面図等の書類の提出が必要になりました。 (旧)通所の方法により実施する訓練を一切設定しないため教室や事務室を確保しない場合は、提出書類はございません。なお、その場合であっても書類の保管場所と実施状況確認時、機構職員2人が入室可能かつ書類を確認できるスペースが必要です。詳細については、【別紙5】「eラーニングコースにおける教室及び事務室等に係る留意事項について」をご確認ください。 (新) 通所の方法により実施する訓練を一切設定しない場合は教室や事務室の確保は不要ですが、その場合であっても書類の保管場所と実施状況確認時、機構職員2人が入室可能かつ書類を確認できるスペースは必要です。そうした場所を確認するために、平面図と併せて以下イ又はロの書類の提出が必要となります。詳細については、【別紙5】「eラーニングコースにおける教室及び事務室等に係る留意事項について」をご確認ください。
4	①留意事項(本文)	①第6.2(3)⑥	①P20	LMSIについて	認定申請時に提出する書類として、LMSIに関する書類を追加しました。 (イ)自社開発の場合 ・使用するLMSの内容が確認できるもの(パンフレットや仕様書等) (ロ)外部調達を行う場合 ・契約書(写)又は申込書(写)(押印されたものでなくとも可) ・誓約書(認定後早急に契約を行う旨の内容のもの) ・使用するLMSの内容が確認できるもの(パンフレットや仕様書等) ※上記の書類による確認のほか、LMSの実機確認を行わせていただく場合もあります。
5	①留意事項(本文)	①第6.2(4)⑧	①P25～26	職業訓練の実績について	職業訓練の実績の要件の1つである「当該実績における訓練期間及び総訓練時間が、申請する職業訓練の7割以上であること。」について、「総訓練時間」の考え方について追記しました。 ※「総訓練時間」の考え方について eラーニングコースにおける総訓練時間については、申請機関が実施した訓練コースのカリキュラムの時間数の積み上げ等を総訓練時間として扱うこと。 なお、実績となる訓練時間については、eラーニング、通所及び同時双方向型により実施した訓練時間数であること(自学自習時間については、訓練時間数には含まれないこと。)
6	①留意事項(本文)	①第6.2(6)	①P36～37	ユニットの設定について	ユニットの設定方法について追記しました。 (旧) 支給単位期間の日数が28日以上である支給単位期間については最低4つ以上、支給単位期間の日数が14日以上27日以下である場合は最低2つ以上のユニットを設定すること。 (新) 支給単位期間の日数が28日以上である支給単位期間については最低4つ以上、支給単位期間の日数が14日以上27日以下である場合は最低2つ以上のユニットを設定すること(※支給単位期間の日数が1日以上14日未満である場合はユニットの設定は必須ではないこと)。
7	①留意事項(本文)	①第6.2(6)	①P38	受講時間の取扱いについて	eラーニングコースの受講時間の取扱いについて追記しました。 給付金及び奨励金の支給要件及び修了要件に係る各日の受講時間については、合計で1時間未満の端数が出た場合、30分未満は切り捨てられ、30分以上の端数は0.5時間となること。 【例】訓練実施機関が、1回のキャリアコンサルティングの受講時間を40分と規定し、受講者が当該日にキャリアコンサルティングだけを受講した場合、当該日の受講時間は30分となること。
8	①認定申請様式	①認定様式第3号		教材について	認定様式第3号において、チェック項目を追加しました。
9	全般			【修正】軽微な文言の追記・修正。	